

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内

生活困窮者自立支援金 申請受付期間の延長・支給対象世帯 の要件が緩和されました

受付期間（延長）

- ・令和4年3月末まで⇒**令和4年6月末までに延長**

支給対象世帯

- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ・**緊急小口資金・総合支援資金（初回）をR4年6月末までに借り終わる世帯**

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている必要があります。

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

■ 世帯全体の収入額の合計が、下表の額以下

世帯数	単身	2人	3人	4人	5人
収入上限	11万円	15.3万円	18.2万円	21.7万円	25.1万円

■ 世帯員全員が所有する預貯金の合計額が、下表の額以下

世帯数	単身	2人	3人	4人以上
資産上限	46.8万円	69万円	84万円	100万円

■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

月額を支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です

世帯数	単身	2人	3人以上
支給額	6万円	8万円	10万円

支給期間：3か月間

■申請に必要な書類

- ・住民票（写し）
- ・再貸付の決定通知書（写し）もしくは不承認通知
- ・貸付金の振り込み状況がわかる通帳の写し
- ・申請月の世帯全員分の収入がわかる書類の写し
- ・金融機関の通帳の写し（web通帳の場合はその画面の写し）
- ・ハローワークカードの写し

※支給期間中は、さぬき市社会福祉協議会 自立相談支援センターへ 毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。

※求職活動状況の確認後、ご指定の口座へのお振り込みとなります。

申請は、令和4年6月末まで

申請にあたり、さぬき市社会福祉協議会 自立相談支援センターでの相談が必要となります。

申請をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ
ご相談

さぬき市社会福祉協議会
さぬき市自立相談支援センターおうえんネット
電話 0879-26-9940
(フリーダイヤル 0120-169-941)
〒769-2395
さぬき市寒川町石田東甲935-1

[受付時間]

月曜日～金曜日 8:30～17:00
土・日・祝日除く